

札監（住）第2－5号
令和4年（2022年）4月1日

請求人 X 様

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	愛 須 一 史
同	鈴 木 健 雄
同	國 安 政 典

住民監査請求の取扱いについて（通知）

令和4年3月7日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求として不適法であると判断されますので、これを受理せず、却下します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された札幌市職員措置請求書の記載及び事実証明書の内容から、本件請求の要旨は次のとおりと認められる。

- (1) 市長は、学校法人A（以下「本件法人」という。）が運営するB幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について、令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会における意見聴取の内容を踏まえ、令和2年3月30日に認定こども園の整備（移行）計画を決定し、この移行に伴い本件法人が行う園舎建替工事に要する事業費の一部を補助することとし、令和3年3月31日に、本件法人あてに補助金の額が合計387,788,000円と確定した旨通知し、その後、本件法人からの請求に基づき上記金額を支出した（以下、これら補助金の額の確定及び支出に至る一連の行為を「当該補助金の支出等」という。）。
- (2) 本件法人は以下の理由により補助対象者としてふさわしくないことから、当該補助金の支出等は違法又は不当であり、市長に対し必要な措置を求めるものである。
 - ア 建替工事に先立ち、本件法人は地域住民に対して住民説明会を開催したが、あまりに簡素で異様なものであり、本件法人が作成した住民説明会議事録も確認し

たが、出席者からの強い反対意見等が記載されていないなど歪曲されており、議事録とはいえない内容のものだった。

イ 本件法人は、住民説明会以後、地域住民を完全無視し、「苦情は許可をした札幌市に」と主張し、質問や議事録開示も全て拒否した。秘密裏に認定こども園への移行申請は下り、建替計画は続行された。

ウ 認定こども園の整備（移行）事業者の募集に当たり、当該法人が作成し札幌市に提出した、幼保連携型認定こども園運営計画書、住民説明会議事録及び保育所等整備に係る地域住民への情報提供に関する実施状況報告書は全て嘘の記載がされている。事業者からの一方的な報告では信ぴょう性がなく、全く評価できない。

エ 地域住民に情報すら提供せず、軽視し続ける本件法人は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第24条に違反している。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の趣旨とその対象行為

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

そして、住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている（法第242条第1項）。

また、住民監査請求においては、上記の請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、これらを証する書面を添えて請求しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

(2) 本件請求の適法性

上記(1)を踏まえ、本件請求が、住民監査請求として適法性を有するかどうかについて検討する。

ア 請求人は、当該補助金の支出等が違法又は不当である理由を、本件法人が補助対象者としてふさわしくないからであると主張し、その根拠として、主に下記3点を挙げていると解される。

(ア) 認定こども園の整備（移行）に伴う建替工事に当たって、地域住民に対して

適切な説明を行い、理解を得ていないこと

- (イ) 認定こども園の整備（移行）事業者の募集に当たり、当該法人が作成し札幌市に提出した、幼保連携型認定こども園運営計画書、住民説明会議事録及び保育所等整備に係る地域住民への情報提供に関する実施状況報告書の記載内容が、自らが体験又は見聞きした事柄に基づけば虚偽のものと認められること
 - (ウ) 認定こども園法第24条には、幼保連携型認定こども園の設置者は、「地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供する」とされているが、この定めに違反していること
- イ 請求人が、本件法人が補助対象者としてふさわしくないとする根拠には、次のとおり、具体性や客観性が認められない。
- (ア) 請求人は、本件法人が建替工事に当たって行った説明会等について、説明を受けた側として納得できない内容であることを訴えているものの、本件法人による説明会等の内容が、法的根拠等と照らし合わせて何が不適切であるのか具体的に示していない。なお、請求人が挙げる認定こども園法第24条や、その他、幼保連携型認定こども園に係る関係法令においては、地域住民への情報提供等のあり方が具体的に定められているものではなく、また、札幌市が公開する「幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準」においても、地域住民への情報提供等のあり方は審査対象とはなっていないことを付言しておく。
 - (イ) 上記ア(イ)に関して、請求人は、虚偽の記載があるとする書面の写し、及びこれらの記載に対する疑義を記載したと思われる書面を提出しているが、これらによって、請求人が虚偽の記載とする部分を明確に指摘しているとは認められず、また、虚偽の記載であることを具体的、客観的に証しているとも認められない。
- ウ 請求人は、当該補助金の支出等の違法性又は不当性について、本件法人が補助対象者としてふさわしくないことに淵源を求めているように見受けられるが、補助対象者としてふさわしくないことを客観的、具体的な事実を示す資料に基づいて示しているとは言い難く、よって、当該補助金の支出等が具体的な理由によって、法令に違反し、又は行政目的上不相当であると指摘しているとは認められない。
- エ 請求人は、そのほか、本件法人による地域住民への対応等に言及しており、本件法人が補助対象者としてふさわしくないことと請求人が判断する根拠の一つとして挙げていると推察されるが、これらについても客観的事実に裏付けられた摘示が

あるとは認められない。地域住民が、騒音や路上駐車等、施設の運営や本件法人の対応に関して疑義を抱いていることは察せられるものの、このような紛争の解決は住民監査請求制度の目的ではない。

また、請求人は、本件法人の一連の対応に関しての札幌市の判断や、当該地域に幼保連携型認定こども園の設置の整備優先度が高いとした判断にも言及しているが、先に述べたとおり、住民監査請求の対象となる行為は限定されており、札幌市の対応や判断全ての正当性を検証することは、住民監査請求制度になじまない。

(4) 結論

以上により、本件請求は、その余の点を検討するまでもなく法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。